

事務補助職員（会計年度任用職員）募集要項

本庄市役所では、事務補助職員（会計年度任用職員）を以下のとおり募集します。

1 勤務条件等

募集職種	事務補助職員
職務内容	広報紙の配送
募集人数	2名
勤務場所	本庄市内
受験資格	必要な免許・資格等：普通自動車運転免許 なお、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。 （1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）本庄市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
勤務時間	午前9時から午後4時まで（休憩60分） 月2日（原則毎月1日及び15日が勤務日です。ただし、勤務日が土・日・祝日に当たる場合は、前開庁日（直前の平日）が勤務日となります。また、令和8年1月は5日（月）のみが勤務日となります。） 所定労働時間を超える労働 有 ※配送ルートの確認のため、任用開始月に所定労働時間を超える労働があります。
任用期間	① 令和7年9月1日以降採用された日から令和8年3月31日まで ② 令和7年11月1日以降採用された日から令和8年3月31日まで
給与	○初任給 大学卒 時間額 1,342円～ 短大卒 時間額 1,266円～ 高校卒 時間額 1,185円～ ※初任給は本庄市役所での職歴に応じ、加算される場合があります。 ※給与支給日は翌月21日です。（毎月末日締切。口座振替の方法による。） ※任用期間中に給料額の改定が行われた場合は、改定後の金額を支給します。 ○手当 支給要件に該当する場合は、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。なお、地域手当は一律支給となります。
休暇	結婚休暇、病気休暇、忌引等 ※休暇の種類により、付与条件や有給・無給があります。

加入保険等	補償制度
-------	------

2 申込手続等

受付期間	令和7年8月4日（月）から採用者が決まるまで（土・日・祝日を除く。）
申込方法	本庄市会計年度任用職員選考申込書（兼履歴書）に必要事項を記入及び写真を貼付の上、受付期間内に以下のとおり提出してください。「電子申請・届出サービス 本庄市オンライン窓口」により電子申請も受け付けています。なお、申込み時又は面接時に普通自動車運転免許証の確認をさせていただきますので、原本を持参してください。 ○持参の場合 広報課広報係（市役所3階）へ持参してください。 受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く。） ○郵送の場合 送付先：〒367-8501 本庄市本庄3丁目5番3号 本庄市役所広報課広報係 特定記録郵便等の配達記録が残るものをお勧めします。 ○「電子申請・届出サービス 本庄市オンライン窓口」による電子申請の場合 電子申請期限：上記の受付開始日から採用者が決まるまで ※提出した書類は一切返却しません。 ※申込書は、広報課で配布又は市ホームページからダウンロードできます。
選考期間	令和7年8月4日（月）から採用者が決まるまで（土・日・祝日を除く。）
選考方法	面接（面接日時は、後日お知らせします。）
結果通知発送日	面接終了後10日以内（土・日・祝日を除く。）
その他	○応募の秘密については厳守します。 ○以下の事項に該当する場合は、合格を取り消すことがあります。 ・提出した書類に虚偽があった場合 ・心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えないことが明らかになった場合 ・資格取得見込みの者が資格を取得できなかった場合 ・受験資格を満たしていないことが明らかになった場合 ・その他、任命権者が不適当と認めた場合 ○一般職非常勤の公務員として、地方公務員法に定める服務規定が適用されます。 ○任用から1か月間は条件付採用期間となります。 ○申込書において待機者名簿（※）への登録を希望した方で、今回の選考の結果、採用に至らなかった場合は、待機者名簿へ登録します。なお、名簿の登録期限は令和8年3月31日です。

	※登録者には、同じ職種の欠員の状況に応じて、会計年度任用職員を募集する部署の担当者から連絡し、再度選考を実施します。なお、登録をしても必ず就労できるとは限りません。
--	--

3 問合せ先

○職務内容及び勤務条件に関すること

本庄市企画財政部広報課広報係 電話：０４９５－２５－１１５５

○会計年度任用職員制度に関すること（給与、休暇及び健康保険に限る）

本庄市総務部行政管理課人事給与係 電話：０４９５－２５－１１６０